



(地 I 243)

平成 27 年 2 月 4 日

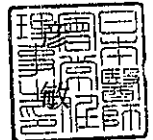
都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦

釜 范



平成 26 年度補正予算における医政局所管事業の事業計画及び交付申請の提出について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 26 年度補正予算における医政局所管事業につきましては、平成 27 年 1 月 15 日付（地 I 231）の文書をもってお知らせしておりましたが、今般補正予算の成立に伴い、厚生労働省医政局医療経理室長より各都道府県医政主管部（局）長宛に事務連絡が発出されましたので、取り急ぎお送りいたします。

実施要綱・交付要綱につきましては、近日中に発出されると聞いておりますが、取り急ぎ、交付要綱の新旧対照表（案）をお送りいたします。

なお、本補正予算に係る事業のうち、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び医療施設等耐震整備事業につきましては、以下に概略をお示しします。

1. 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業（参照：医療施設等施設整備費補助金交付要綱 新旧対照表（案））

補助対象設備は 25 年度同様、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、火災通報装置ですが、基準額は若干増額されています。

また、火災通報装置の補助対象は、25 年度は「500 m<sup>2</sup>未満の施設」とされておりましたが、消防法施行令等の改正で有床の医療機関は全て設置が義務づけられたことに伴い、交付要綱においても面積の制限はなくなりました。なお、避難のために患者の介助が必要な病院・有床診療所（消防法施行令別表第 1（6）項イ（1）、（2））については、自動火災報知設備との連動起動化も義務化されてい

ることにご留意ください（平成26年10月23日付（地I186）参照）。自動火災報知設備または火災通報装置の設置若しくはいずれも設置する場合において、連動させるための費用を工事費に含めることが可能です（連動のみの工事は補助対象外）。

都道府県から厚生労働省への事業計画書の提出期限は3月25日（水）とされています。各都道府県における締め切りにつきましては、担当部局にご確認いただきますようお願いいたします。

## 2. 医療施設等耐震整備事業（参照：医療提供体制施設整備交付金交付要綱 新旧対照表（案））

本補正予算においては、看護師等養成所も補助対象となっており、基準額は下記の通りです。

（1）補強が必要と認められるもの（⇒Is値0.6未満が該当）

基準面積  $2,300 \text{ m}^2 \times 27,320 \text{ 円}$

（2）耐震構造指標であるIs値0.3未満のもの

基準面積  $2,300 \text{ m}^2 \times 129,600 \text{ 円}$

補助率は2分の1（国2分の1、都道府県または事業者が2分の1）です。なお、耐震診断に係る費用は含まれませんのでご注意ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、特に有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業は短期間での申請となりますので、会員医療機関への周知につきまして、ご準備のほどよろしくお願い申し上げます。

正式に実施要綱・交付要綱が発出されましたら、改めてご連絡いたします。

事務連絡  
平成27年2月4日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経理室長

平成26年度補正予算における医政局所管事業の  
事業計画及び交付申請の提出について

日頃より、補助金業務の円滑な運営にご協力いただきありがとうございます。

標記については、平成27年1月13日付け事務連絡により事業の内容等についてお知らせしているところですが、昨日、平成26年度補正予算が成立したことを受けまして、事業計画書の提出期限等について下記のとおりご連絡いたしますのでご対応方よろしくお願いいたします。

記

1. 提出期限

- ① 医療施設等施設整備費補助金のうち  
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業 … **〆切り：3月25日(水)**  
(※) 期限までに提出が困難な場合には担当までご相談ください。
  
  - ② 医療施設等施設整備費補助金のうち  
院内感染対策施設整備事業
  - ③ 医療提供体制施設整備交付金のうち  
基幹災害拠点病院施設整備事業 (耐震補強のみ)  
地域災害拠点病院施設整備事業 (耐震補強のみ)  
医療施設等耐震整備事業
  - ④ 医療提供体制推進事業費補助金のうち  
小児救急医療拠点病院設備整備事業  
小児集中治療室設備整備事業  
小児医療施設設備整備事業  
周産期医療施設設備整備事業
- … **〆切り：調整中(※)**
- (※) 平成27年度当初予算分の事業計画書の〆切りと同時期を予定

## 2. 提出書類

- ① 医療施設等施設整備費補助金（有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業）
  - ア. 事業計画総括表（様式1）
  - イ. 事業計画書（様式2）
  - ウ. 参考資料（整備図面・見積書等 ※対象面積・事業費の算出根拠が分かるもの）
  
- ② 医療施設等施設整備費補助金（院内感染対策施設整備事業）
  - ア. 平成26年度医療施設等施設整備事業計画総括表
  - イ. 施設整備事業計画書（様式1-13）
  - ウ. 施設整備事業費内訳書（様式2）
  - エ. 参考資料（整備図面・見積書等 ※対象面積・事業費の算出根拠が分かるもの）
  
- ③ 医療提供体制施設整備交付金
  - ア. 医療提供体制施設整備交付金交付要綱に規定する提出書類
  - イ. 施設整備事業計画書（様式4-14、15、25（1）、25（2））
  - ウ. 施設整備事業費内訳書（様式2）
  - エ. 各都道府県における医療計画のうち事業計画該当部分の写し
  
- ④ 医療提供体制推進事業費補助金
  - ア. 医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に関する計画（様式1-1）
  - イ. 事業の実施に要する経費に関する調書（様式1-2）
  - ウ. 設備整備事業計画書（様式5-4、13、14、15）
  - エ. 参考資料（見積書等の事業費の算出根拠が分かるもの）

## 3. 留意事項

- 提出期限を調整中としている事業についても、短期間での提出をお願いする可能性があるのあらかじめ準備をお願いします。
- 事業計画策定及び交付申請にあたっては、関係法令、各種要綱を遵守し、疑問点については、事前に担当者に照会してください。
- 予算の執行スケジュールが厳しいことを踏まえ、厚生労働省において繰越を行っただけで交付決定は平成27年度に実施する可能性があります。なお、繰越が承認された場合には、27年4月以降実施の事業であって27年度末までに完了するものが対象となりますのでご注意ください。

### 【照会先】

厚生労働省医政局医療経理室

決算第一係 角田・村井・神宮寺（1の①②③）・浦部（1の④）

電話 03-5253-1111（4190（神宮寺）4184（浦部））

Email [jinguuji-hideaki@mhlw.go.jp](mailto:jinguuji-hideaki@mhlw.go.jp) [urabe-fumiaki@mhlw.go.jp](mailto:urabe-fumiaki@mhlw.go.jp)

# 案

別紙

## 医療施設等施設整備費補助金交付要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>厚生省発医第137号 昭和54年7月27日 <u>最終改正厚生労働省発医政〇〇第〇号</u> <u>平成27年〇月〇日</u></p>	<p>厚生省発医第137号 昭和54年7月27日 <u>最終改正厚生労働省発医政0307第1号</u> <u>平成26年4月9日</u></p>
<p>医療施設等施設整備費補助金交付要綱</p>	<p>医療施設等施設整備費補助金交付要綱</p>
<p>1、2（略）</p>	<p>1、2（略）</p>
<p>（交付の対象）</p>	<p>（交付の対象）</p>
<p>3（略）</p>	<p>3（略）</p>
<p>（1）～（12）（略）</p>	<p>（1）～（12）（略）</p>
<p><u>（13）院内感染対策施設整備事業</u> <u>平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」に基づき、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした有床診療所の開設者（都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う院内感染対策施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業</u></p>	<p>（1）～（12）（略）</p>
<p>4（略）</p>	<p>4（略）</p>

改正後	改正前
<p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この補助金の交付額は、次の(1)から(7)により算出された額とする。 ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業  (1)イ～(12)イ (略)  <u>(13) 院内感染対策施設整備事業</u>  ア～イ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この補助金の交付額は、次の(1)から(7)により算出された額とする。 ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業  (1)イ～(12)イ (略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p>

改正後					改正前				
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
有床診療 所等スプ リンクラ ー等施設 整備 事業	当該施設の対象 面積に次に掲げる 基準単価を乗じた 額とする。 対象面積1㎡当た り 基準単価 <u>17.5千円</u>	スプリンクラー(パッケー ジ型自動消火設備を含む)整備の ために必要な工事費又は工事 請負費	定額	—	有床診療 所等スプ リンクラ ー等施設 整備 事業	当該施設の対象 面積に次に掲げる 基準単価を乗じた 額とする。 対象面積1㎡当た り 基準単価 <u>17千円</u>	スプリンクラー(パッケー ジ型自動消火設備を含む)整備の ために必要な工事費又は工事 請負費	定額	—
	自動火災報知設 備を新設する場合 1施設当たり <u>1,030千円</u>	自動火災報知設備整備のため に必要な工事費又は工事請 負費				<u>300㎡未満の施 設に自動火災報知 設備を整備する場 合</u> 1か所当たり <u>1,000千円</u>	自動火災報知設備整備のため に必要な工事費又は工事請 負費		
	火災通報装置を 新設する場合 1施設当たり <u>310千円</u>	火災通報装置整備のために 必要な工事費又は工事請負費				<u>500㎡未満の施 設に火災通報装置 を整備する場合</u> 1か所当たり 300千円	火災通報装置整備のために 必要な工事費又は工事請負費		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
院内感染 対策施設 整備事業	<u>1室当たり</u> <u>10,948千円とし、</u> <u>空調設備(空気清</u> <u>浄度クラス1万以</u> <u>上)を整備する場</u>	<u>医療機関の感染者のための</u> <u>個室整備に必要な工事費又は</u> <u>工事請負費</u>	<u>3分の1</u>	二	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)
					(注) (略)				

改正後				改正前
	合は24,917千円を 加算する。			
<p>(注) (略)</p> <p>6～7 (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>ア 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p><u>ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年〇月〇〇日(発出日から2週間後)までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(2) (1) 以外の場合</p> <p>補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p><u>ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年〇月〇〇日(発出日から2週間後)までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p>				<p>6～7 (略)</p> <p>(申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>ア 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) (1) 以外の場合</p> <p>補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p>



改正後	改正前
<p>(変更申請手続)</p> <p>9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までにを行うものとする。</p> <p><u>ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年〇月〇〇日（発出日から4週間後）までにを行うものとする。</u></p> <p>10、11 (略)</p> <p>(遂行状況報告)</p> <p>12 この補助金の事業遂行状況の報告については、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>ア 補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これをとりまとめるうえ、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p><u>ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年〇月〇〇日（発出日から4週間後）までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>(2) (1) 以外の場合</p> <p>補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に関係書類を添えて、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p>	<p>(変更申請手続)</p> <p>9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までにを行うものとする。</p> <p>10、11 (略)</p> <p>(遂行状況報告)</p> <p>12 この補助金の事業遂行状況の報告については、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>ア 補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これをとりまとめるうえ、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) (1) 以外の場合</p> <p>補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に関係書類を添えて、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年〇月〇〇日（発出日から4週間後）までに厚生労働大臣に提出するものとする</u></p> <p>13～15（略）</p> <p>別表 地域別1平方メートル当たり単価表</p> <p>第1号様式～第8号様式（略）</p>	<p>13～15（略）</p> <p>別表 地域別1平方メートル当たり単価表</p> <p>第1号様式～第8号様式（略）</p>

# 案

別紙

医療提供体制施設整備交付金交付要綱新旧対照表

平成 26 年度補正 (新)	平成 26 年度 (旧)
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">医療提供体制施設整備交付金交付要綱 (案)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(交付対象事業)</p> <p>4 本交付要綱において交付金を充てることができる事業は、次に掲げる事業 (以下「交付対象事業」という。) とする。</p> <p>(1)～(24) (略)</p> <p>(25) 医療施設等耐震整備事業 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設等耐震整備事業</p> <p>ア <u>第二次救急医療施設等</u></p> <p>イ 耐震構造指標である I s 値が 0.3 未満の建物を有する病院</p> <p>ウ <u>看護師等養成所</u></p> <p>(26)、(27) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(28) 医療機器管理室施設整備事業</u> (略)</p> <p><u>(29) 地球温暖化対策施設整備事業</u> (略)</p> <p><u>(30) 内視鏡訓練施設施設整備事業</u></p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">医療提供体制施設整備交付金交付要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(交付対象事業)</p> <p>4 本交付要綱において交付金を充てることができる事業は、次に掲げる事業 (以下「交付対象事業」という。) とする。</p> <p>(1)～(24) (略)</p> <p>(25) 医療施設耐震整備事業 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設耐震整備事業</p> <p>ア <u>補強が必要と認められるもの</u></p> <p>イ 耐震構造指標である I s 値が 0.3 未満の建物を有する病院</p> <p>(26)、(27) (略)</p> <p><u>(28) 院内感染対策施設整備事業</u> (略)</p> <p><u>(29) 医療機器管理室施設整備事業</u> (略)</p> <p><u>(30) 地球温暖化対策施設整備事業</u> (略)</p> <p><u>(31) 内視鏡訓練施設施設整備事業</u></p>

平成 26 年度補正 (新)	平成 26 年度 (旧)
<p>(略)</p> <p>(交付金事業者)</p> <p>5 都道府県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、次の者（以下「交付金事業者」という。）とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。</p> <p><u>(1) 4の(1)から(30)に掲げる交付対象事業（ただし、(25)ウの交付対象事業を除く。）</u></p> <p>医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者</p> <p>ただし、(13)及び(17)の交付対象事業を実施できる者は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会（以下「公的団体」という。）並びに国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に限る。</p> <p>また、(11)、(21)、(25)ア、<u>(28)及び(30)</u>に掲げる交付対象事業を実施できる者は、公的団体を除く者（以下「民間事業者」という。）に限る。</p> <p><u>(2) 4の(25)ウに掲げる交付対象事業</u></p> <p><u>(ア) 医療法人(イ) 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）(ウ) 学校法人及び準学校法人(エ) 一般社団法人及び一般財団法人(オ) 健康保険組合及び健康保険組合連合会(カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会(キ) 独立行政法人</u></p> <p><u>ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年過程（通信制）にあつてはこの限りではない。）に限る。</u></p> <p>(交付金の対象除外)</p> <p>6 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(交付金事業者)</p> <p>5 都道府県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、次の者（以下「交付金事業者」という。）とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。</p> <p>医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者</p> <p>ただし、(13)及び(17)の交付対象事業を実施できる者は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会（以下「公的団体」という。）並びに国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に限る。</p> <p>また、(11)、(21)、(25)ア、<u>(28)、(29)及び(31)</u>に掲げる交付対象事業を実施できる者は、公的団体を除く者（以下「民間事業者」という。）に限る。</p> <p>(交付金の対象除外)</p> <p>6 (略)</p>

平成 26 年度補正 (新)	平成 26 年度 (旧)
<p>(交付額の算定方法)</p> <p>7 この交付金は、事業計画に記載された医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるため都道府県に交付するものとし、その交付額は、次により算定するものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 別表 1 の第 1 欄の B 及び C に掲げる事業分類にかかる交付額の算定方法については、(2) の交付基礎額に別表 4 (ただし、4 の (25) ウの交付対象事業を除く。) 及び別表 5 の調整率を乗じて得た額 (算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。) を、別表 6 の評価事項及び各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、事業分類ごとに合計した額を交付額とする。(なお、予算額等諸般の事情により各都道府県からの申請の全部を受理することができない場合、申請のあった各都道府県の各事業の優先順位については、別表 6 の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき決定される。)</p> <p>(交付金の配分方法)</p> <p>8 (略)</p>	<p>(交付額の算定方法)</p> <p>7 この交付金は、事業計画に記載された医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるため都道府県に交付するものとし、その交付額は、次により算定するものとする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 別表 1 の第 1 欄の B 及び C に掲げる事業分類にかかる交付額の算定方法については、(2) の交付基礎額に別表 4 及び別表 5 の調整率を乗じて得た額 (算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。) を、別表 6 の評価事項及び各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、事業分類ごとに合計した額を交付額とする。(なお、予算額等諸般の事情により各都道府県からの申請の全部を受理することができない場合、申請のあった各都道府県の各事業の優先順位については、別表 6 の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき決定される。)</p> <p>(交付金の配分方法)</p> <p>8 (略)</p>

別表 1		別表 1	
1 事業分類	2 事業区分	1 事業分類	2 事業区分
A 医療計画等の推進に関する事業	(1) ~ (21) (略)	A 医療計画等の推進に関する事業	(1) ~ (21) (略)
B 施設環境等の改善に関する事業	(22) ~ (24) (略) (25) 医療施設等耐震整備事業 (26) ~ (27) (略)	B 施設環境等の改善に関する事業	(22) ~ (27) (略) (25) 医療施設耐震整備事業 (26) ~ (27) (略)

	(削除) (28) 医療機器管理室施設整備事業 (29) 地球温暖化対策施設整備事業
C 医療従事者の養成力の充実等に関する事業	(30) 内視鏡訓練施設施設整備事業

	(28) 院内感染対策施設整備事業 (29) 医療機器管理室施設整備事業 (30) 地球温暖化対策施設整備事業
C 医療従事者の養成力の充実等に関する事業	(31) 内視鏡訓練施設施設整備事業

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1)～(13) (略)	(略)	(略)
(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m <sup>2</sup> ×35,800 円	(略)
	(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 基準面積 2,300 m <sup>2</sup> ×169,700 円	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
(15) 地域災害拠点病院施設整備事業	(1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m <sup>2</sup> ×35,800 円	(略)
	(2) 耐震構造指標である	

別表 2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1)～(13) (略)	(略)	(略)
(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m <sup>2</sup> ×35,800 円	(略)
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
(15) 地域災害拠点病院施設整備事業	補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300 m <sup>2</sup> ×35,800 円	(略)

	<p><u>Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院</u></p> <p><u>基準面積</u></p> <p>2,300 m<sup>2</sup>×169,700 円</p>				
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
(16)～(24) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(25) 医療施設等耐震整備事業	<p><u>病院の場合</u></p> <p>(1) 補強が必要と認められるもの</p> <p><u>基準面積</u></p> <p>2,300 m<sup>2</sup>×35,800 円</p> <p>(2) <u>ア 耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する第二次救急医療施設等</u></p> <p><u>イ 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満の建物を有する病院 (第二次救急医療施設等は除く)</u></p> <p><u>基準面積</u></p> <p>2,300 m<sup>2</sup>×169,700 円</p>	<p>医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>	(25) 医療施設耐震整備事業	<p>(1) 補強が必要と認められるもの</p> <p><u>基準面積</u></p> <p>2,300 m<sup>2</sup>×35,800 円</p> <p>(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満の建物を有する病院</p> <p><u>基準面積</u></p> <p>2,300 m<sup>2</sup>×169,700 円</p>	<p>医療施設耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</p>
	<p><u>看護師等養成所の場合</u></p> <p>(1) 補強が必要と認められるもの</p> <p><u>基準面積</u></p> <p>2,300 m<sup>2</sup>×27,320 円</p>				

	(2) 耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満のもの 基準面積 2,300 m <sup>2</sup> ×129,600 円	
(26)～(27) (略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)
(28) 医療機器管理室施設整備事業	(略)	(略)
(29) 地球温暖化対策施設整備事業	(略)	(略)
(30) 内視鏡訓練施設施設整備事業	(略)	(略)

(注) 1 ～ 3 (略)

別表 3 地域別 1 平方メートル当たり単価表

(単位：円)

事業区分	種目等	構造別	地域区分			
			A	B	C	D
(1) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) (略)						
(5) (略)						

(26)～(27) (略)	(略)	(略)
(28) 院内感染対策施設整備事業	(略)	(略)
(29) 医療機器管理室施設整備事業	(略)	(略)
(30) 地球温暖化対策施設整備事業	(略)	(略)
(31) 内視鏡訓練施設施設整備事業	(略)	(略)

(注) 1 ～ 3 (略)

別表 3 地域別 1 平方メートル当たり単価表

(単位：円)

事業区分	種目等	構造別	地域区分			
			A	B	C	D
(1) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) (略)						
(5) (略)						



(7) (略)						
(28) 医療危機管理室 施設整備事業						
(30) 内視鏡訓練施設 施設整備事業						
(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(13) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(16) (略)						
(17) (略)						
(23) (略)						
(9) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(12) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(18) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(20) (略)						
(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(7) (略)						
(29) 医療危機管理室 施設整備事業						
(31) 内視鏡訓練施設 施設整備事業						
(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(13) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(16) (略)						
(17) (略)						
(23) (略)						
(9) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(12) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(18) (略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(20) (略)						
(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
--	--	-----	-----	-----	-----	-----

(注) 1 ～ 3 (略)

別表4 (略)

別表5 事業区分による調整

事業区分	調整率
4の(1)から(9)、(11)から(24)及び(26)から(29)に掲げる事業(ただし、4の(14)、(15)及び(24)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものを除く。)	0.33
4の(10)、(14)、(15)、(24)、(25)及び(30)に掲げる事業(ただし、4の(14)、(15)及び(24)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限る。)	0.50

別表6～8 (略)

9 (略)

10 この交付金の交付の申請は、都道府県知事が別紙2による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、基幹災害拠点病院施設整備事業(耐震化関連事業)、地域災害拠点病院施設整備事業(耐震化関連事業)、医療施設等耐震整備事業については、平成27年〇月〇日(発出日から2週間後)までに厚生労働大臣に提出するものとする。

11 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、10に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。

ただし、基幹災害拠点病院施設整備事業(耐震化関連事業)、地域災害拠点病院施設整備事業(耐震化関連事業)、医療施設等耐震整備事業については、平成27年〇月〇日(発出日から4週間後)までに行うものとする。

		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
--	--	-----	-----	-----	-----	-----

(注) 1 ～ 3 (略)

別表4 (略)

別表5 事業区分による調整

事業区分	調整率
4の(1)から(9)、(11)から(24)及び(26)から(30)に掲げる事業(ただし、4の(14)、(15)及び(24)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものを除く。)	0.33
4の(10)、(14)、(15)、(24)、(25)及び(31)に掲げる事業(ただし、4の(14)、(15)及び(24)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限る。)	0.50

別表6～8 (略)

9 (略)

10 この交付金の交付の申請は、都道府県知事が別紙2による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、毎年度7月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

11 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、10に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。

<p>12、13 (略)</p> <p>14 都道府県知事は、別紙3による毎年度12月末日現在の状況報告書に関係書類を添えて、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p><u>ただし、基幹災害拠点病院施設整備事業(耐震化関連事業)、地域災害拠点病院施設整備事業(耐震化関連事業)、医療施設等耐震整備事業については、平成27年〇月〇〇日(発出日から4週間後)までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p> <p>15～17 (略)</p> <p>別紙1～8 (略)</p>	<p>12、13 (略)</p> <p>14 都道府県知事は、別紙3による毎年度12月末日現在の状況報告書に関係書類を添えて、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>15～17 (略)</p> <p>別紙1～8 (略)</p>	
---	--	--